

【外貨定期預金規定】

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (自動継続型外貨定期預金の場合)

この預金は、自動継続型外貨定期預金の取扱いを行うことができ、その場合の取扱いは次のとおりです。

- (1) この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動継続します。継続された預金についても同様とします。(自動継続型の場合は期日指定扱いはできません。)
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。また、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (外国通貨現金による受入れ、払戻し)

この預金の外国通貨現金による預入れ、払戻しはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本条第1項および第2項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および証書記載の利率(継続後の預金については上記第2条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後に支払います。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当該通貨の外貨普通預金の利率によって計算します。ただし、当該通貨毎の外貨普通預金利率が外貨定期預金の当初預入利率を上回る場合は、当初の預入利率を適用します。
- (3) この預金を第6条(預金の解約、書替継続)第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「外貨預金共通規定第6条(解約等)」第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および解約日または書替継続日における当該通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、当該通貨毎の外貨普通預金利率が外貨定期預金の当初預入利率を上回る場合は、当初の預入利率を適用します。

5. (相場・手数料)

- (1) この預金口座へ預金口座と異なる通貨を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる通貨により支払う場合は、当金庫が店頭に表示する為替相場により換算します。この場合、手数料をいただくことがあります。なお、為替予約を締結しているときは、当該予約相場により換算します。
- (2) 前項以外の預入れ、払戻しを行う場合は、外貨定期預金契約締結前交付書面(兼外貨預金等書面)記載の手数をいただきます。

6. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため、為替予約を締結するときは、別に定める為替予約規定によります。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

8. (差引計算)

当金庫がこの預金口座の預金者に対し弁済期の到来している債権を有する時は、預入期間のいかんにかかわらず、いつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当できるものとし、その場合の為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用します。

9. (外貨預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「外貨預金共通規定」が適用されるものとし、

以 上